

街・自然との「コミュニケーション」 クリーンウォークinながと

豊かな自然環境を守り、育て、次世代に引き継ぐ大きな役割が私たちにあります。

「ポイ捨て防止」と「身近な環境をきれいにする運動」の一環として、空き缶などを拾って歩く「クリーンウォークinながと」を今年も実施します。積極的なご参加をお待ちしています。



(実施時間は各地区で設定)

●とき・集合場所
○8/3 (土) 8:30~10:30

(8:20までに集合)

- ・深川地区 市役所南駐車場
- ・湯本地区 公衆浴場駐車場
- ・洪木地区 瀬戸バス停
- ・俵山地区 各地区ごとに集合

○8/4 (日) 8:30~10:30
(8:20までに集合)

(実施時間は各地区で設定)

- ・通地区 小浦埋立地広場
- 8/10 (土) 8:30~10:30
(8:20までに集合)
- ・仙崎地区 仙崎人工島入口

※雨天の場合は中止

「親と子の水辺の教室」参加者募集

●とき

8/11 (日) 14:30~16:00

●ところ 深川湯本・音信川

●対象 市内小学生50人程度
(保護者の参加も可能)

●内容

・水生生物の採取調査

・採取調査による河川水質判定

●申し込み 8/2 (金) までに環境対策室へ直接電話で申

に環境対策室へ直接電話で申



申し込みください

※参加決定者には後日詳しい要領を送付します

児童扶養手当の所得制限等が改正になります

母子家庭に対して支給されている児童扶養手当制度が8月から改正になります。現在、手当額が全部支給額と一部支給額の2段階しかないため、収入が増えても、収入と手当の合計額がかえって減ってしまう場合がありました。今回の改正では、就労等により収入が増えた場合、手当を加えた総収入がなだらかに増えていくように、全部支給及び一部支給の所得制限限度額の範囲が変わり、一部支給の手当額については、所得に応じてきめ細かく定められることとなります。

また、現在、県で行っている児童扶養手当の支給事務は、市で行うこととなります。**所得制限限度額と手当額の改正**
現在の手当は、母と子ども1人の母子家庭を例にとると、収入204万円未満までの場合は、全部支給額の42、370円が支給されています。また、収入204万円以上で300万円未満までの場合は、一部支給額の28、350円が支給されています。

今回の改正により、先ほどの母と子ども1人の母子家庭を例

にとると、収入が130万円未満の場合には全部支給額の42、370円が支給され、130万円以上で365万円未満の場合には、一部支給額(収入に応じて、42、360円から1万円までの額)が支給されることとなります。

なお、世帯人員によって限度額は異なり、実際の所得制限やその際の手当額の決定については、収入から一定の控除を行って計算される額(所得)に基づいて行われますので、上記と一致しない場合があります。**所得の範囲等の改正**
児童扶養手当を請求する者が母親の場合には、所得の範囲について次の改正が行われます。(養育者については、従来どおりです。)

② 従来、所得から控除していた寡婦控除、寡婦特別加算は

控除しないこととなります。また、請求者(母又は養育者を問わず)が特別障害者控除を受けている場合の控除額が35万円から40万円に引き上げられます。**特別児童扶養資金の新設**
児童扶養手当制度の見直しに伴い、生活への影響を緩和する観点から、現在、児童扶養手当を受給している方で、今回の改正により手当額が減額となった方を対象として母子福祉資金貸付金に新たな貸付金(特別児童扶養資金)を設け、無利子の貸付を行うこととしています。

また、この貸付金については、貸付申請時に保証人を得ることが困難な場合、特例的に貸付額の累積額が5万円に達するまで保証人を猶予します。**実施時期**
今回の改正は、本年8月から実施されますが、支給については、12月支給分からとなります。また、今回改正に伴い、8月から現況届など記載事項も変わることとなりますのでご留意ください。

●問い合わせ 児童福祉係